

## 福岡市地域集団回収等報奨実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、福岡市における家庭ごみの減量とリサイクルを図るため、地域集団回収、紙リサイクルボックス事業及び校区紙リサイクルステーション事業(以下「地域集団回収等」という。)に対する報奨に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象団体)

第2条 報奨の対象となる団体(以下「対象団体」という。)は、福岡市校区紙リサイクルステーション事業実施要綱第2条第2項に掲げる校区団体(以下「校区団体」という。)、自治会、町内会、子ども会、老人クラブ、PTA、マンション管理組合等地域住民で組織された団体その他市長が認める団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる団体は、報奨の対象としない。

- (1) 福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号。以下「市暴排条例」という。)  
第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)が代表者(団体が法人である場合にあっては、その役員)となっている団体
- (2) 市暴排条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体

### (報奨金の額)

第3条 対象団体に交付する報奨金は別表に定めるとおりとする。

2 離島については資源物回収にかかる船賃の実費相当額を報奨金として交付する。

### (対象期間)

第4条 報奨の対象となる期間(以下「対象期間」という。)は、1月1日から12月31日までとする。ただし、別表の第4の項については、1月1日から6月30日までの上期と7月1日から12月31日までの下期とに分割することができる。

### (対象品目)

第5条 報奨の対象となる資源物の品目は、家庭から排出される古紙、空き缶(アルミ缶及びスチール缶)、びん類(リターナブルびん及びそのケース)、布類とする。

### (届出事項)

第6条 参加を希望する団体(校区団体を除く。)は、対象期間内に、地域集団回収等参加申込書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前年度に参加申込みを行った団体(校区団体を除く。)は、前年度の実績報告書に参加申込み事項を記載し、市長に提出することにより、当該年度の参

加申込書の提出に替えることができる。

- 3 対象団体(校区団体を除く。)は、その名称又は代表者(団体が法人である場合にあっては、その役員)に変更が生じたときは、地域集団回収等参加団体名称等変更届(様式第2-1号)を市長に提出するものとする。
- 4 対象団体(校区団体、紙リサイクルボックス運営団体を除く)は、回収情報、回収場所又はその情報の使用に変更が生じたときは、地域集団回收回収情報等変更届(様式第2-2号)を市長に提出するものとする。
- 5 地域集団回収等報奨への参加を辞退する場合は、すみやかに地域集団回収等参加辞退届(様式第6号)を市長に提出するものとする。

#### (実績報告)

第7条 対象団体(校区団体を除く。)は、対象期間の地域集団回収等の最終実施日から当該対象期間の属する年の翌年1月20日までの期間のうち、各区が定める期間内に地域集団回収等実施団体実績報告書(様式第3号)及び添付書類を市長に提出するものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

- 2 校区団体は、上期終了後にあっては、地域集団回収等実施団体実績報告書(校区紙リサイクルステーション・上期用)(様式第4号)及び添付書類を当該上期の属する年の7月20日までに市長に提出するものとし、下期終了後にあっては、地域集団回収等実施団体実績報告書(校区紙リサイクルステーション・下期用)(様式第5号)及び添付書類を当該下期の属する年の翌年1月20日までの期間のうち、各区が定める期間内に市長に提出するものとする。ただし、上期終了後に実績報告書を提出しなかった場合は、様式第5号を用いて上期と下期の実績を一括記載するものとする。

#### (報奨金の交付)

第8条 市長は、前条の規定による対象団体からの報告が適正と認められる場合は、第3条に定める報奨金を交付する。

- 2 報奨金は、前条の地域集団回収等実施団体実績報告書に記載された団体名義の口座に、口座振込みの方法により交付する。

#### (報奨金の返還等)

第9条 報奨金の交付を受けた対象団体は、明朗な経理に努めなければならない。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、対象団体からその活動に関する報告を徴することができる。
- 3 市長は、対象団体が第2条第2項各号に掲げる団体と認められるとき、又は虚偽の実績報告その他不正な手段により報奨金の交付を受けたときは、報奨金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(電磁的記録による作成)

第10条 第6条第2項から第4項まで及び第7条各項に規定する書類等(書類その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下に同じ。)については、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録の作成をもって、当該書類等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該書類等とみなす。

(電磁的記録による事務処理)

第11条 前条の規定による書類等の処理については、当該書類等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法であつて市長が定めるものをいう。)をもって行うことができる。

(福岡市地域集団回収アプリのID等の管理)

第12条 対象団体は、市が発行する福岡市地域集団回収アプリのID及び初回パスワードの提供を受けた後、適切に管理するものとする。

2 対象団体は、ID及びパスワードを対象団体の構成員以外の者に使用させてはならない。

(委任)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、環境局長が定める。

附則

1. この要綱は平成13年4月1日から施行する。  
ただし、対象期間は平成13年1月1日から適用する。
2. (平成14年4月25日一部改正)この要綱は平成14年4月25日から施行する。  
ただし、対象期間は平成14年1月1日から適用する。
3. (平成15年3月26日一部改正)この要綱は平成15年4月1日から施行する。  
ただし、対象期間は平成15年1月1日から適用する。
4. (平成15年10月27日一部改正)この要綱は平成15年10月27日から施行する。  
ただし、対象期間は平成15年1月1日から適用する。
5. (平成16年4月1日一部改正)この要綱は平成16年4月1日から施行する。  
ただし、別表の第1の項の対象期間は平成16年1月1日から適用する。
6. (平成17年7月1日一部改正)この要綱は平成17年7月1日から施行する。
7. (平成18年7月1日一部改正)この要綱は平成18年7月1日から施行する。
8. (平成19年12月1日一部改正)この要綱は平成19年12月1日から施行する。
9. (平成22年12月1日一部改正)この要綱は平成22年12月1日から施行する。
10. (平成23年3月25日一部改正)この要綱は平成23年4月1日から施行する。
11. (平成23年6月3日一部改正)この要綱は平成24年1月1日から施行する。

- 12.(平成 26 年1月1日一部改正)この要綱は平成 26 年1月1日から施行する。
- 13.(平成 26 年3月 31 日一部改正)この要綱は平成 26 年4月1日から施行する。  
ただし、別表の第1の項の対象期間は平成 26 年1月1日から適用する。
- 14.(平成 28 年3月 31 日一部改正)この要綱は平成 28 年4月1日から施行する。  
ただし、別表の第1の項の対象期間は平成 28 年1月1日から適用する。
- 15.(平成 30 年11月 30 日一部改正)この要綱は平成 30 年11月 30 日から施行する。  
ただし、対象期間は平成 30 年1月1日から適用する。
- 16.(令和元年5月1日一部改正)この要綱は令和元年5月1日から施行する。  
ただし、対象期間は平成 31 年1月1日から適用する。
- 17.(令和元年 10 月1日一部改正)この要綱は令和元年 10 月1日から施行する。  
ただし、対象期間は平成 31 年1月1日から適用する。
- 18.(令和2年 10 月1日一部改正)この要綱は令和2年 10 月1日から施行する。  
ただし、対象期間は令和2年1月1日から適用する。
- 19.(令和3年4月1日一部改正)この要綱は令和3年4月1日から施行する。  
ただし、対象期間は令和3年1月1日から適用する。
- 20.(令和4年6月1日一部改正)この要綱は令和4年6月1日から施行する。  
ただし、対象期間は令和4年1月1日から適用する。
- 21.(令和 8 年 1 月1日一部改正)この要綱は令和 8 年 1 月1日から施行する。

別表

報奨金一覧

報 奨 金 の 内 容	対象団体														
	地域集団	実施団体	紙リサイクルボックス												
1 回収量1kg当たり 5円 但し、回収業者が計量しないものは次のとおり。 ・びん類は、びんの大小にかかわらず、1本を1kgとする。 ・ビール等のケースは、1個を2kgとする。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>												
2 地域集団回収の実施月 1月 2,500円	<input type="radio"/>														
3 紙リサイクルボックスに対する古紙保管庫の管理経費 但し、1週間に2日以上かつ週に16時間以上開設している団体が対象。 古紙保管庫の設置場所により、次の区分とする。 ①民有地の場合 年額5万円 ②公有地の場合 年額3万円		<input type="radio"/>													
4 校区紙リサイクルステーションの管理運営経費及び資源物回収促進経費 (1) 管理運営経費 月額1万円 但し、次のいずれかに該当することを条件とする。 ① 市民が資源物を持ち込むことのできる時間(以下「利用時間」という。)が、土曜日、日曜日とも6時間以上であること。 ② 土曜日又は日曜日のいずれか1日の利用時間が6時間に満たない場合においては、1週の利用時間が通じて12時間以上であること。 (2) 校区全体での資源物回収促進経費 但し、年間6回以上活動することを条件とする。また、1回あたりの額と年間支給限度額は次のとおりとする。			<input type="radio"/>												
<table border="1"> <tr> <th>世帯数</th> <th>1回あたりの額</th> <th>年間支給限度額</th> </tr> <tr> <td>2000未満</td> <td>2万円</td> <td>12万円</td> </tr> <tr> <td>2000以上 7000未満</td> <td>世帯数×10円</td> <td>世帯数×60円</td> </tr> <tr> <td>7000以上</td> <td>7万円</td> <td>42万円</td> </tr> </table> <p>世帯数については、前年9月30日の住民登録世帯数とする。</p>				世帯数	1回あたりの額	年間支給限度額	2000未満	2万円	12万円	2000以上 7000未満	世帯数×10円	世帯数×60円	7000以上	7万円	42万円
世帯数	1回あたりの額	年間支給限度額													
2000未満	2万円	12万円													
2000以上 7000未満	世帯数×10円	世帯数×60円													
7000以上	7万円	42万円													

※年額の報奨金で、中途から開始した場合または中途で休止・廃止した場合、月割りで積算する。

月額の報奨金で、中途から開始した場合または中途で休止・廃止した場合、日割りで積算する。

※上記により算出した報奨金の額に1円未満の端数がある場合は、これを切り上げる。

団体コード					
※区役所記入					

(様式第1号)

## 地域集団回収等参加申込書

令和 年 月 日

(あて先)福岡市長

団体名 \_\_\_\_\_  
 代表者 住所 〒 - \_\_\_\_\_  
 福岡市 区  
 氏名 \_\_\_\_\_  
 電話 \_\_\_\_\_  
 (あれば)Eメールアドレス \_\_\_\_\_  
 生年月日 (大・昭・平) 年 月 日

令和 年 地域集団回収等報奨の対象団体として、下記のとおり参加を申し込みます。

記

1 活動開始日 令和 年 月 日

団体名	構成員数 (注1)	人
団体区分	1 自治会 2 町内会 3 子ども会 4 老人クラブ 5 PTA 6 マンション管理組合 7 その他( )	世帯

注 団体の構成員数は、町内会(自治会)の場合は世帯数を、その他の場合は会員数(人数)をご記入ください。

※ 団体の規約(会則)、役員名簿の写しをご提出いただく場合があります。

※ 本書に記載された個人情報につきましては、地域集団回収等報奨制度に係る連絡及び暴力団排除のための福岡県警への照会確認の目的以外に利用しません。

これより先は、紙リサイクルボックス運営団体は回答不要

3 回収情報及び回収場所 裏面のとおり

4 回収情報及び回収場所の使用について(どちらかに○をつけてください。)

福岡市ホームページへの掲載 可 ・ 否

市民からの問い合わせに対して公開 可 ・ 否

※太枠内は区役所記入欄

回 收 情 報	校区名	校区	団体コード						
	団体名								
	回収日	毎月( )日 毎週( )曜日 第( )週の( )曜日 その他( )							
	回収時間	時から 時まで							
	回収品目	古紙 アルミ缶 スチール缶 びん類 布類 その他( )							
	周知方法	回覧版 町内の掲示板等への掲示 その他( )		雨天の対応	決行 中止 延期				
	回収方法	拠点回収(場所を決めて持ち出し) 戸別回収(家の前に持ち出し)							
資源物回収場所	<p>&lt;記入方法&gt; ※別紙の添付可。      地図を手書き又は貼付し、以下を記入してください。</p> <p>拠点回収:持ち出し場所に●印を記入      戸別回収:回収エリアを線で囲む</p>								

※資源物を回収する業者名等が分かる資料をご提出ください。

## 地域集団回収等参加団体名称等変更届

令和 年 月 日

(あて先) 福岡市長

団体名 \_\_\_\_\_

団体コード 

--	--	--	--	--	--

代表者 住所 〒 -  
福岡市 区

氏名 \_\_\_\_\_

- 地域集団回収等参加団体の
- 1) 名 称
  - 2) 代 表 者 が
  - 3) 役員(法人の場合) (注1)

令和 年 月 日付けで下記のとおり変更となったので届け出ます。

記

変更前 (注2)

団体名			
代表者	住所	〒 - 福岡市 区	
	氏名		電話

変更後 (注2)

団体名			
代表者	住所	〒 - 福岡市 区	
	ふりがな 氏名		生年月日 (大・昭・平) 年 月 日
	電話	(自宅) (携帯)	

備考欄

注1) 法人で代表者以外の役員が変更した場合は裏面に記入してください。

注2)「変更前」及び「変更後」欄は、変更があった箇所のみ記入してください。

変更前	(役職名)	住所	〒一 福岡市 区		
		氏名		電話	
変更後	(役職名)	住所	〒一 福岡市 区		
		ふりがな		電話	
		氏名		生年月日	(大・昭・平) 年 月 日

変更前	(役職名)	住所	〒一 福岡市 区		
		氏名		電話	
変更後	(役職名)	住所	〒一 福岡市 区		
		ふりがな		電話	
		氏名		生年月日	(大・昭・平) 年 月 日

変更前	(役職名)	住所	〒一 福岡市 区		
		氏名		電話	
変更後	(役職名)	住所	〒一 福岡市 区		
		ふりがな		電話	
		氏名		生年月日	(大・昭・平) 年 月 日

\*本書に記載された個人情報につきましては、地域集団回収等報奨制度に係る連絡及び暴力団排除のための福岡県警への照会確認の目的以外に利用しません。

地域集団回収回収情報等変更届

令和 年 月 日

(あて先)福岡市長

団体名 \_\_\_\_\_

団体コード

--	--	--	--	--	--

代表者氏名 \_\_\_\_\_

1)回収情報

地域集団回収等参加団体の 2)回収場所 が,  
3)回収情報及び回収場所の情報の使用

令和 年 月 日付で下記のとおり変更となつたので届け出ます。

記

1 回収情報及び回収場所

裏面のとおり

※変更があった箇所のみ記入してください。

2 福岡市ホームページへの回収情報及び回収場所の掲載(どちらかに○をつけてください。)

可 · 否

3 市民からの問い合わせに対し回収情報及び回収場所を公開(どちらかに○をつけてください。)

可 · 否

※ 本書に記載された個人情報につきましては、一切公開いたしません。

(裏面)

回 收 情 報	団体名			
	回収日	毎月( )日 毎週( )曜日 第( )週の( )曜日 その他( )		
	回収時間	時から 時まで		
	回収品目	古紙 アルミ缶 スチール缶 びん類 布類 その他( )		
	周知方法	回覧版 町内の掲示板等への掲示 その他( )	雨天の対応	決行 中止 延期
	回収方法	拠点回収(場所を決めて持ち出し) 戸別回収(家の前に持ち出し)		

資源物回収場所

<記入方法> ※別紙に記入し添付しても結構です。  
地図を手描き又は貼付し、以下を記入してください。  
拠点回収：持ち出し場所に●印を記入  
戸別回収：回収エリアを線で囲む



※資源物を回収する業者を変更した場合は業者名等が分かる資料をご提出ください。

## 地域集団回収等実施団体実績報告書

(地域集団回収、紙リサイクルボックス)

令和 年 月 日

(あて先)福岡市長

団体コード

--	--	--	--	--	--

団体名 \_\_\_\_\_

代表者 住所 〒 -

福岡市 区 \_\_\_\_\_

ふりがな

氏名 \_\_\_\_\_

(電話 - )

※昼間に連絡が取れる電話番号をご記入ください。

令和 年地域集団回収等報奨に係る集団回収等実績(1月~12月)を下記のとおり報告します。

記

## 1 回収量、実施回数、実施月数

	地域集団回収			紙リサイクルボックス		
	内訳			内訳		
古紙	kg	新聞	kg	新聞	kg	新聞
		段ボール	kg	段ボール	kg	段ボール
		雑紙	kg	雑紙	kg	雑紙
空き缶	kg			kg		
布類	kg			kg		
びん類 ※1本=1kg 換算	kg	ビールびん	本	ビールびん	本	ビールびん
		一升びん	本	一升びん	本	一升びん
		その他	本	その他	本	その他
ビール・びんケース ※1個=2kg 換算	kg	個		kg		個
合計	kg			kg		
		実施回数 回/年				
		実施した月の数 月/年				

## 2 紙リサイクルボックス開設実績

期間	月 日 ~ 月 日
開設日	月・火・水・木・金・土・日
開設時間	時 ~ 時
設置場所	公有地・民有地

※ 対象期間中に開設日時を変更した場合及び今後変更する場合は「紙リサイクルボックス利用時間等変更届」(様式第6号)を提出してください。

## 3 翌年(令和 年)の参加希望

福岡市地域集団回収等報奨の対象団体として
参加する・参加しない

## &lt;添付書類&gt;

## ①仕切書

回収業者が発行し、明細がわかるもの

## ②集計表

地域集団回収用  
紙リサイクルボックス用

## ③口座振込依頼書

通帳のコピーを添付

## ④変更届(様式第2号)

期間の途中で団体名や  
代表者名を変更した場合

(様式第4号)

## 地域集団回収等実施団体実績報告書(校区紙リサイクルステーション・上期用)

令和 年 月 日

(あて先)福岡市長

団体コード

団体名 \_\_\_\_\_

--	--	--	--	--	--

代表者 住所 〒 -

福岡市 区

ふりがな

氏名 \_\_\_\_\_

(電話 - )

令和 年地域集団回収等報奨に係る集団回収等実績(上期)を下記のとおり報告します。

記

1 報告対象期間

月 日 ~ 6月30日

2 開設実績

土曜日 時 ~ 時	曜日 時 ~ 時
日曜日 時 ~ 時	曜日 時 ~ 時

3 対象期間内の校区全体での資源物回収促進活動の実施状況及び今後の計画

※自治協議会共創補助金など、その他の補助金を利用していない活動であることをご確認のうえ、ご記入ください。

回	実施月	活動内容	回	実施月	活動内容
1			7		
2			8		
3			9		
4			10		
5			11		
6			12		

実施済回数	回	今後実施予定回数	回
-------	---	----------	---

<添付書類>

- ①資源物回収促進活動の成果物 校区内に配布・回覧したチラシ等
- ②口座振込依頼書 振り込み先通帳のコピーを添付したもの

区役所記入欄

報奨対象回数 / 交付条件回数

/ 回

※本書に記載された個人情報につきましては、地域集団回収等報奨制度に係る連絡等の目的以外に利用しません。

(様式第5号)

## 地域集団回収等実施団体実績報告書(校区紙リサイクルステーション・下期用)

令和 年 月 日

(あて先)福岡市長

団体名 \_\_\_\_\_ 団体コード \_\_\_\_\_

代表者 住所 〒 - 福岡市 区 \_\_\_\_\_

ふりがな  
氏名 \_\_\_\_\_

( 電話 - )

令和 年地域集団回収等報奨に係る集団回収等実績(下期)を下記のとおり報告します。

## 記

1 報告対象期間 月 日 ~12月31日 ※上期分報告済の場合は7／1から

2 開設実績 土曜日 時 ~ 時 曜日 時 ~ 時  
日曜日 時 ~ 時 曜日 時 ~ 時

3 回収量(1月1日~12月31日分)

古紙		空き缶	布類	びん類		ビール びんケース	合計
kg	新聞 kg	kg	kg	kg	ビールびん 本	( 個)	kg
	段ボール kg				一升びん 本		
	雑紙 kg				その他 本		
	牛乳パック kg						

※1本=1kg   ※1個=2kg

4 対象期間内の校区全体での資源物回収促進活動の実施(上期報告済の場合は7/1以降の内容)

※自治協議会共創補助金など、その他の補助金を利用してない活動であることをご確認のうえ、  
ご記入ください。

回	実施月	活動内容	回	実施月	活動内容
1			6		
2			7		
3			8		
4			9		
5			10		

添 ①資源物回収促進活動の成果物 校区内に配布・回覧したチラシ等

付 ②仕切書 資源物回収業者が発行したもので、明細がわかるもの

書 ③集計表 校区紙リサイクルステーション用

類 ④口座振込依頼書 振り込み先通帳のコピーを添付したもの

区役所記入欄 上期支給 有( 回分 ) · 無

※本書に記載された個人情報につきましては、地域集団回収等報奨制度に係る連絡等の目的以外に利用しません。

地域集団回収等参加辞退届

令和 年 月 日

(あて先)福岡市長

団体名 \_\_\_\_\_  
団体コード 

--	--	--	--	--	--

代表者 住 所 テ

福岡市 区 \_\_\_\_\_

ふりがな \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

地域集団回収等報奨への参加を辞退しますので、福岡市地域集団回収等報奨実施要綱第6条第5項の規定により届け出ます。

1 活動休止日 令和 年 月 日

2 休止の理由

- ・ 団体が解散するため
- ・ その他( )

3 活動休止日までの報奨金の受け取りについて

希望します ・ 辞退します

※報奨金の受け取りを希望する場合は、報奨金の交付時期まで団体名義の口座の解約はしないでください。

※本書に記載された個人情報につきましては、地域集団回収等報奨制度に係る連絡及び暴力団排除のための福岡県警への照会確認の目的以外に利用しません。

( 参 考 )

## 資源物回収業者報告書

令和 年 月 日

団体名:

代表者氏名:

様

地域集団回収で集める資源物の回収につきまして、下記の業者に依頼したことを報告します。

記

### 資源物回収業者①

事業所名	
事業所所在地	〒 -
代表者 (役職名・氏名)	(フリガナ)
電話番号	FAX 番号

### 資源物回収業者② ※複数の業者を利用する場合は記入してください。

事業所名	
事業所所在地	〒 -
代表者 (役職名・氏名)	(フリガナ)
電話番号	FAX 番号

(参考)

## 委任状

### 代理人

会社名 \_\_\_\_\_

代表者 住所 テー

ふりがな

氏 名 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

上記の者を代理人と定め、以下の事項を委任いたします。

(委任事項)

- ・福岡市地域集団回収等報奨実施要綱第6条に基づく市長への届出の持参
- ・福岡市地域集団回収等報奨実施要綱第7条に基づく市長への報告の持参

令和 年 月 日

### 委任者

団体名 \_\_\_\_\_

代表者 住所 テー

福岡市 区 \_\_\_\_\_

ふりがな

氏 名 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

※委任状のすべての項目は、委任者が記入してください。

※委任事項には代理人に委任する内容を記入してください。

※偽り、その他不正な手段により、委任状を作成・行使した場合は、刑罰の対象となります。

(刑法第159条、第161条)